

顧問に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第33条に基づき、必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 顧問は、理事会の承認により会長が委嘱する。

2 会長が必要と認めた場合は、理事会の承認を得て、会員以外の有識者に委嘱することができる。

(職務)

第3条 顧問は、当法人の重要な会務について会長の諮問に応じて助言し、必要があれば理事会に出席し意見を述べることができる。

附則

1 本規則の改廃は、理事会の決議を経て総会で報告する。

2 本規則は、平成28年6月26日から施行する。